

地方独立行政法人名張市立病院の中期計画の認可及び関連予算について

1. 地方独立行政法人名張市立病院の中期計画の認可について

(1) 目的

令和7年10月の地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」といいます。）の設立に向けて、同年3月に策定した中期目標を達成するための具体的な計画である中期計画（案）について、諮問機関である地方独立行政法人名張市立病院評価委員会の意見を踏まえ、資料②のとおり作成しました。

地方独立行政法人法の規定により、本市が中期計画を認可するに当たり、議会の議決を経ることとされていますので、法人設立日（同年10月1日）において、法人の理事会で決定され、市長に提出された後、議案として提出する予定です。

【地方独立行政法人法第25条第1項】

○ 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。

【地方独立行政法人法第26条第1項】

○ 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

【地方独立行政法人法第83条第3項】

○ 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(2) 中期目標及び中期計画の検討過程

	令和6年度										令和7年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
中期目標	策定作業				全員協議会		パブコメ	全員協議会		議決										
中期計画											策定作業				全員協議会		議案提出			
評価委員会	第1回 中期目標(骨子)	第2回 中期目標(素案)	第3回 中期目標(素案)				第4回 中期目標(案)				第5回 中期計画(素案)		第6回 中期計画(案)							

(3) 中期計画（案）の概要

ア 計画期間

令和7年10月1日から令和11年3月31日まで（3年6か月）

イ 計画の目的

法人の目的は、中期目標に基づき、地域住民に良質かつ安全な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び本市と連携して地域住民の健康の維持及び増進に寄与することです。そのため、二次救急、小児救急等の政策的医療を確実に実施し、地域の医療提供体制において主体的な役割を果たしていく必要があります。

中期計画の第1期計画期間では、強固な組織体制の構築と看護師不足に起因する喫緊の課題の解消に注力し、中期目標の達成に向けて取組を着実に前に進めるべく、具体的な取組内容、目標指標、収支の見通し等を示します。

ウ 主な取組と目標

第1期計画期間においては、法人の主要な課題である強固な組織体制の構築と看護師不足の解消に向けて、次のように取組と目標を定めました。

・地域に必要な二次医療提供体制の確保（資料②P 1～5）

- ・市内で唯一の二次救急医療機関として、二次救急医療体制及び小児救急医療体制を確保する。
⇒救急救命士の活用等により必要な人員確保を図り、伊賀地域二次救急輪番の堅持及び24時間365日の小児救急医療体制の確保を図る。
- ・地域全体の医療の質の向上を図るため、地域の医療機関等との役割分担と連携強化を推進する。
⇒地域医療支援病院として、地域医療機関との病診連携を推進する。
⇒地域医療連携部を設置し、入退院支援、病診連携、患者サポート等を総合的に実施する。

【目標指標】

	R 6 実績
救急車受入件数	2, 6 7 1 件
救急応需率	9 5. 0 %
紹介率	6 8. 0 %
逆紹介率	7 0. 0 %



	R 1 0
救急車受入件数	2, 7 5 0 件
救急応需率	9 8. 0 %
紹介率	7 6. 0 %
逆紹介率	7 5. 0 %

・医療従事者の確保と専門性の向上（資料②P 7）

- ・働きやすい職場環境の整備とキャリアアップ支援に取り組み、「なりたい看護師」を目指せる組織を構築する。
⇒職員の研修計画を担う「教育研修センター」の設置
⇒認定看護師等の専門資格取得を支援するための費用助成を制度化
- ・収益への影響が大きい病床稼働率の改善が必要となるため、看護師確保により、病床制限を段階的に解除することを目指す。
⇒リファラル採用（職員からの紹介制度）の導入、カムバック採用の促進
⇒負担軽減につながる薬剤師の病棟配置のため、薬剤師の初任給を引上げ

【目標指標】

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
看護師数	142人	147人	152人	158人	164人
病床稼働率	—	59%	62%	66%	70%

・組織と運営管理体制の確立（資料②P 14）

- ・経営責任を負う理事会の指示系統を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行える組織体制を構築する。
⇒理事長及び理事が経営に責任を持ち、各部門のミッション達成を推進
- ・内部統制を実施する組織体制を構築する。
⇒監事が会計監査及び業務監査を実施
⇒法人組織や部門に対する内部監査を行うため、内部統制室を設置
⇒内部通報及び外部通報窓口の設置

・働きやすい就労環境の整備（資料②P 18）

- ・職員が働きやすい就労環境の整備は必要不可欠であるため、就労に係る規程整備、福利厚生の充実、業務効率化による運用の見直しを行う。
⇒日勤専従・夜勤専従正規職員、職員の兼業の制度化
⇒体調不良時に病院の施設を利用できる福利厚生受診の制度化
⇒院内託児所利用料の無償化、院内病児・病後児保育の検討
⇒毎年度「職員やりがい度調査」を実施

【目標指標】

	R 6 実績
職員やりがい度	—
有給休暇取得率	49.5%



R 10
同規模病院の平均
60.0%

・収支の改善（資料②P 20）

- ・持続可能な経営のため、経常収支比率及び修正医業収支比率の改善を図る。
第1期計画期間では、組織の基盤づくりを最優先とし、より良い状態で次期中期計画期間に引き継ぐことを目指す。

【目標指標】

	R 6 実績
取組効果額（年間）	—
経常収支比率	86.2%
修正医業収支比率	78.0%



	R 10
取組効果額（年間）	+2億円
経常収支比率	99.4%
修正医業収支比率	89.9%

2. 法人運営のための関連予算に係る議案について

（1）地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計条例の制定について

ア 条例制定の趣旨及び内容

法人の設立に伴って、法人に対する資金の貸付け及び法人に係る地方債の償還事務の経理を明確にして、その適正を図るため、地方自治法第209条第2項の規定により、地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計を設置するものです。

法人は、自ら地方債を発行することができず、設立団体である本市からしか長期借入金を受けることができません（地方独立行政法人法第41条第4項）。法人移行後は、設備投資等に必要な資金について、本市が法人に貸し付け、法人が本市に償還した原資により本市が借入先に償還することとなります。

また、名張市病院事業が法人の設立前に発行した地方債の償還の義務は、法人には承継せず、本市に残ることとなります（同法第66条第1項）が、同法第86条第1項の規定により、法人がその負担を行うこととなります。

これらのことを踏まえて、この特別会計においては、法人の負担金、法人への貸付金の償還金及び利子、地方債その他の収入をもってその歳入とし、法人への貸付金、地方債の償還金及び利子その他の支出をもってその歳出とします。

【地方独立行政法人法第41条第4項】

- 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

【地方独立行政法人法第66条第1項】

- 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

【地方独立行政法人法第86条第1項】

- 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）は、設立団体に対し、第66条第1項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。

イ 条例の施行期日

公布の日から施行します。

- （2）令和7年度地方独立行政法人名張市立病院資金貸付事業等特別会計予算について
名張市病院事業が法人の設立前に発行した地方債について、法人の負担金を歳入とし、市の償還金を歳出とするほか、本年度において、法人が設備投資をするに当たって必要となる資金について、本市が起債し、法人に貸し付けるため、所要の予算措置を講じることとします。
- （3）令和7年度名張市一般会計補正予算（第4号）について
法人の設立に伴い、法人運営に要する病院事業運営費負担金の追加など、所要の予算措置を講じます。